

川西市告示第41号

川西市ふれあい歯科診療所に係る使用料及び手数料徴収事務の委託について

地方自治法第243条の2の規定に基づき、川西市ふれあい歯科診療所に係る使用料及び手数料徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

川西市長 越田謙治郎

記

- 1 受託事務 川西市ふれあい歯科診療所に係る使用料及び手数料徴収事務
- 2 受託者住所・氏名 川西市火打1丁目12番16号  
一般社団法人川西市歯科医師会  
会長 松浦孝治
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託した日 令和8年4月1日